

代 替 償 却 資 産 対 照 表

枚のうち
枚 目

[illegible]

[記載上の留意事項]

- (1) 本対照表は、地方税法第349条の3の4の規定による償却資産の代替資産に対する課税標準の特例を適用するため、被災代替償却資産特例申告書に添えて提出していただくものです
(2) 「資産の種類」欄には、資産の種類に対応する 1 から 6 までの数字を記載してください。(1 構築物 / 2 機械及び装置 / 3 船舶 / 4 航空機 / 5 車両及び運搬具 / 6 工具・器具及び備品)
※被災償却資産および代替償却資産の「資産の種類」が必ず一致するように記載してください。
(3) 左側「被災償却資産」欄には、令和6年能登半島地震に伴い滅失・損壊した償却資産を記載してください
右側「代替償却資産」欄には、当該滅失・損壊した償却資産の代替えとして取得又は改良した償却資産について記載してください
(4) 資産の名称で、使用目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄にその使用目的・用途等を記載してください